

# 県産農産物販売促進特別対策事業 公募要領

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食を中心に県産農産物の需要が減少し、特に米は令和2年産米も含め大きな在庫が生じています。

そのため、外出ができる環境が訪れる中で、県産農産物全体の消費を喚起するキャンペーンを実施し、外食を含む幅広い経路を通じて、米をはじめとする県産農産物の消費拡大を図ることとします。

## 2 申請に当たって

本事業は、県産農産物販売促進特別対策事業実施要領（以下「要領」という。）及び県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるほか、本公募要領及び県産農産物販売促進特別対策事業の要件に基づき実施します。

## 3 本事業の対象となる事業者

本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとします。

食品関連事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人

## 4 補助対象の取組及び補助対象経費、補助率

補助対象の取組は、県産農産物を使ったキャンペーンを実施し、県産農産物の消費拡大につながるPRを行うこととします。

補助対象経費及び補助率については、以下のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付します。なお、交付決定額は、1千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

### (1) 直売所等での県産米増量キャンペーン

ア 県産米の販売量に対する1割増量分の費用	補助率：10/10
イ PR資材経費	補助率：10/10

### (2) 量販店など小売業の店舗でのポイントキャンペーン

ア 県産米の販売額に対する2割以下のポイント付与費用	補助率：10/10
イ 県産農産物（米を除く）の販売額に対する1割以下のポイント付与費用	補助率：10/10
ウ PR資材経費	補助率：10/10

### (3) 飲食店での特別メニューの提供キャンペーン

ア 県産農産物の食材費	補助率：1/2以内
イ PR資材経費	補助率：10/10

### (4) ホテル等での県産農産物を使った料理フェア

ア 県産農産物の食材費	補助率：1/2以内
イ PR経費（会場借料を含む）	補助率：10/10

### (5) 量販店など小売業の店舗での県産農産物を使った特別弁当キャンペーン

ア 県産農産物の食材費	補助率：1/2以内
-------------	-----------

イ PR資材経費 補助率：10/10

(6) 農業関係団体による地産地消イベント

ア PR経費（会場借料を含む） 補助率：10/10

5 本事業の対象期間

補助金交付決定日から令和4年3月13日（日）まで

6 補助金交付申請手続等の概要

(1) 申請受付期間

令和3年12月23日（木）～令和4年1月18日（火）（午後5時まで）

(2) 申請方法

申請に必要な書類は、原則、電子メールにて提出してください。やむを得ない場合は郵送にて農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当へ郵送してください。

ただし、申請受付期間に到着しない場合は、無効とします。

(3) 申請書類

申請に必要な書類の様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/6jisangyoka/kensantokubetutaisaku2.html>

- ・要綱様式第1号（交付申請書）
- ・要綱様式第1号（別紙）
- ・要綱別表2に記載された添付資料
- ・要領様式第1号（着手届）※事前着手が必要な場合

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電子メール a4105-07@pref.saitama.lg.jp

7 スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。

ただし、申請件数により変更することがあります。

- ・補助金交付申請の受付期間 令和3年12月23日（木）～令和4年1月18日（火）
- ・交付決定通知 令和4年1月下旬
- ・事業の開始 令和4年1月下旬から
- ・事業の完了 令和4年3月13日（日）まで
- ・実績報告書の提出 令和4年3月18日（金）
- ・事績報告書の確認・検査 令和4年3月下旬
- ・補助金の額の確定通知 令和4年3月下旬
- ・精算払請求書の提出 令和4年3月下旬
- ・補助金の交付 令和4年3月下旬

## 事業の流れ

事業者	申請書の作成・提出 令和3年12月23日(木) ～令和4年1月18日(火)
-----	---



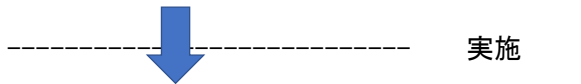
県	申請書の受理・審査
---	-----------



県	交付決定・通知
---	---------



事業者	事業開始
-----	------



事業者	事業終了 実施期間: 令和4年3月13日(日)まで
-----	------------------------------



事業者	実績報告書の作成・提出 報告期限: 事業完了後1か月を経過 した日又は令和4年3月18日(金)の いずれか早い日まで
-----	---



県	交付確定・通知 令和4年3月下旬
---	------------------



事業者	精算払請求 令和4年3月下旬
-----	----------------



県	補助金交付 令和4年3月下旬
---	----------------

必要書類	
要綱	様式第1号 交付申請書
要綱	様式第1号 別紙
要綱	別表2に記載された添付資料
要領	様式第1号 着手届 (事前着手が必要な場合)

必要書類	
要綱	様式第4号 実績報告書
要綱	様式第4号 別紙1
要綱	様式第4号 別紙2
要綱	別表2に記載された添付資料

必要書類	
参考様式3	精算払請求書

## 8 本事業の実施にあたっての留意点

本事業の対象となった事業者は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 県は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- (2) 対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡します。
- (3) 補助金の支払いについては、原則、事業実施者から実績報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払いとなります。
- (4) 実績報告に基づき、必要に応じて調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費として認められたものに限り、支払いを証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (5) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (6) 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。事業実施者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

## 10 お問合せ・提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当 川島・矢沼・関口  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
電話：048-830-4095  
電子メール：a4105-07@pref.saitama.lg.jp